

○ 特定非営利活動法人 自主防災推進協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 自主防災推進協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を大分県大分市高砂町4番20号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大分県及び県内各市町村が推進する自主防災活動に協力するとともに、県民とともに減災と地域防災力向上啓発に関する事業と避難地避難路の確保に有効な誘導標識などの設置推進事業を行い、自主防災力向上と地域住民の安全確保に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 災害救援活動
- ② 地域安全活動
- ③ 国際協力の活動
- ④ まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

・特定非営利活動に係る事業

- ① 自主防災活動支援事業
- ② 避難地・避難路の確保に有効な誘導標識などの設置推進事業
- ③ 自然災害被災者の救済活動と社会復帰支援などに関する事業
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員
この法人の目的に賛同して入会し、この法人の事業を推進する個人又は団体。
- ② 賛助会員
この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を援助する個人又は団体。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を会長に提出するものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金、会費を原則として第38条による事業年度開始日から60日以内に、納入しなければならない。
- 2 事業年度途中においての新規入会は、入会金、会費を原則として、入会后60日以内に納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- ① 退会届の提出をしたとき。
 - ② 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - ③ 継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - ④ 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その会員へ事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決に基づき除名することができる。
- ① この定款又は規則に違反したとき。
 - ② この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

- 第12条 削除

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- ① 理事 3名以上10名以内
 - ② 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち会長1名、副会長1名、専務理事1名とし、これを常任理事と称する。

(役員を選任)

- 第14条 理事及び監事は、総会において正会員から選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者、若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3等親以内の親族が役員の数全体の3分の1を超えて含まれることにはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 専務理事は、この法人の事業運営、事務局運営について会長の指示により業務を遂行する。会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときは、前項の規定による副会長の指示により業務を遂行する。
 - 5 理事は、理事会を構成しこの定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
 - 6 監事は次の業務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② この法人の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を求めること。

(役員任期及び欠員補充)

- 第16条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において正会員の3分の2以上の決議にもとづいて解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき、その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第18条 役員は、役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(職員及び顧問等)

第19条 この法人に事務局長その他職員を置く。又顧問を置くことができる。

- 2 事務局長その他職員は、会長が任免し運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。
- 3 顧問は、会長が任免し総会、理事会で会長の求める質問に対して、助言、意見を述べるることができる。3名以内とし給与及び報酬を受けることはできない。

第5章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会と理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 除名
- ⑤ 事業報告及び活動決算
- ⑥ 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- ⑦ 入会金及び会費の額
- ⑧ 借入金
- ⑨ 事務局の組織及び運営

- ⑩ その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、以下の事項について議決する。
 - ① 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - ② 総会に付議すべき事項。
 - ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - ③ 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- 3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ① 会長が必要と認めたとき。
 - ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - ④ 第15条第6項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、会長が招集する。理事会は、前条第3項3号によって監事が招集する場合を除いて理事長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。又前条第3項2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 総会、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに正会員、理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員から会長が指名する。理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 総会においては、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会においては、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会、理事会における議決事項は、第24条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会、理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員、理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員、理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した正会員、理事は第26条、第27条第2項、第29条第1項2号、3号の適用については、総会、理事会に出席したものとみなす。
- 5 総会、理事会の議決について、特別の利害関係を有する正会員、理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会、理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 総会は、正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - ③ 理事会は、理事総数及び出席者数（書面表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - ④ 審議事項
 - ⑤ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された財産
- ② 寄附金品
- ③ 事業に伴う収益
- ④ 財産から生じる収益
- ⑤ その他の収益
- ⑥ 入会金及び会費

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第32条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第33条 この法人の事業計画及び活動予算は、会長が作成し総会の議決を経て定める。但し、やむを得ない理由により予算が成立しないときは会長が理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算を基準として執行し、それによる収益・支出は、新たに成立した予算の収益・支出とみなす。

(専決事項)

第34条 この法人の次に当たるものは、会長の専決事項とし事後、理事会の議決を経て総会に報告する。

- ① 大分県内の自然災害被災時において、救済活動を目的とした出動が必要と認められる場合の正会員への出動要請。
- ② 前号の場合において、この法人の備蓄した物資の被災地への使用。

(予備費の設定及び使用)

第35条 削除

(予算の追加及び更正)

第36条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を

経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第40条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の項目を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数にかんする事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第42条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除

く。)したときに残存する財産は、国に譲渡するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告は、当法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	矢羽田 光
副会長	佐藤 明己
専務理事	中元 一夫
監 事	杉浦 敦彦
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年4月30日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第33条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。1
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第38条にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正 会 員2,000円
 - (2) 年会費 正 会 員3,000円賛助会員 団体一口20,000円、賛助会員 個人一口3,000円

附則

平成21年09月01日大分県大分市新町3番16号から住所変更

附則

この定款は、大分県知事の認証の日(平成 年 月 日)から施行する。ただし、第44条の貸借対照表の公告については、平成30年10月1日から施行する。

これは、当法人の定款である。

大分県大分市高砂町4番20号

特定非営利活動法人自主防災推進協会

理 事 長 矢羽田 光 ㊟